

## 商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞

(2021年4月1日現在)

|  |   |
|--|---|
| 商品名                                      | ・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞  |
| ご利用いただける方                                | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。   |
| 期間                                       | ・期間の定めはありません。   |
| 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位 | ・当組合の口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。<br>・1円以上<br>・1円単位  |
| 払戻方法<br>(1) 払戻方法<br>(2) 払戻金額<br>(3) その他  | ・当組合の口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。<br>・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。<br>・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。<br>・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。   |
| 利息                                       | ・無利息となります。  |
| 手数料                                      | ・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。）、当組合所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。   |
| 付加できる特約事項                                | ・定期交付金の支払手段*として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。<br>※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。   |
| 貯金保険制度<br>(公的制度)                         | ・貯金保険制度により全額保護されます。   |
| 苦情処理措置および<br>紛争解決措置の内容                   | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支所または業務部（電話：072-278-3500）あるいはリスク管理統括部コンプライアンス課（電話：072-278-3633）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合コンプライアンス課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※）<br/>そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合コンプライアンス課にお問い合わせください。）<br/>公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を</li> </ul> |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <p>移管します。</p> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>  |
| <p>その他参考となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1口座とします。</li> <li>・キャッシュカードは発行いたしません。</li> <li>・ATM（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみ可能です。</li> <li>・当組合の口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。</li> <li>・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月20日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。</li> </ul> |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 堺市